第1章 本事業の概要

1. 事業の概要

(1)検討の背景 介護記録の法令上の位置づけ

介護保険制度では、各指定基準において、「サービスの提供の記録」の整備が義務付けられている(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第19条第1項第2項、第41条第1項第2項/指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第37条第1項第2項等)。具体的には、居宅サービスでは、第39条第2項において1. 訪問介護計画、2.提供した具体的なサービスの内容等の記録、3.市町村への通知に係る記録、4.苦情の内容等の記録、5.事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録について記録を整備し、2年間の保存が義務付けられているものの、「提供した具体的なサービスの内容等の記録」として、どのような事項を記録するか、どのような運用、活用をするかについては特段示されておらず、よって「提供した具体的なサービス内容等の記録」のについては、各事業所の運営に任されているといえる。

このため、「提供した具体的なサービス内容等の記録」の作成と所定期間の保存は、法例 遵守という形で遂行されていても、「提供した具体的なサービス内容等の記録」の内容、運用、活用については、事業所、介護現場により委ねられているゆえに、差異があることが予想される。

介護記録に関する法的根拠

指定居宅サービスの人員、設備及び運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額<u>その他必要な事項を</u>、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に<u>記載しなければならない</u>。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記載するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(記録の整備)

第三十九条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備 しておかなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 一 訪問介護計画
- 二 第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

介護記録に関する法的根拠

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第八条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。 2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。

(記録の整備)

第三十七条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲 <u>げる記録を整備</u>し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 一 施設サービス計画
- 二 第八条第二項に規定する<u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</u>
- 三 第十一条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二十条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第三十三条第二項に規定する<u>苦情の内容等の記録</u>
- 六 第三十五条第三項に規定する<u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>

介護サービスを実施するには

- 日々、提供した介護サービスの内容を記録して残さなければならない。 (サービス提供の証)
- 苦情対応、事故状況・対応報告といったマネジメント記録を残さなければならない。(万一に備え、 状況説明や事実説明ができるようにしておく)
- ・・・具体的な記録内容は示されておらず、かつ記録の活用については特に示されていない。

介護分野における文書としての介護記録の位置づけ 介護サービス事業者が作成する文書の現状 介護サービス事業者が作成する文書には、行政が求める文書と、事業所が独自に作成するケア記録等の文書がある。 行政が求める主な文書として、①指定申請(変更・更新含む)、②報酬請求、③指導監査関連文書が存在。これらの文書は行政との事務的なやり取りに用いられる。当該事務は、都道府県または市町村(指定権者はサービスの種類により異なる)の自治事務であり、提出を求める文書について、国は項目や様式例を示すに止まる。 ※なお、ケア記録等については、記録の登場をは保存を義務づけているが、行政への提出は不要、また、行政が様式を定めているものではない。 提出先 種類 作成頻度 内容 指定申請関連文書 介護サービス事業者の指定を受けよう とする場合に、申請者の基本情報や、 •変更時 申請対象の事業所の人員・設備等が基準に該当することを確認するための情報等を記載。 指定権者 介護報酬の加算を受けようとする場合 に、加算取得の要件に該当することを 確認するための情報等を記載。 報酬請求関連文書 •新規請求時 サービス種別により、 都道府県または市町村 *変更時 ※介護職員処遇改善加算等、年1回の提 出文書を求める加算あり 指導監査関連文書 指導監査にあたり、事前または当日に 数年に1回 提出を求められる文書。 指定権者·保険者 事業所依存 作成頻度 ケアの提供に関連する記録 (例) ・アセスメント結果の記録 ケア記録等 日々作成 (サービス提供都度) 事業所にて作成・ ケアブラン・具体的なサービス提供の記録 利用者の状態に関する記録 モニタリングに関する記録 保管 保官 指導監査等の際に、 提出を求められる場合 がある ケアの提供票·介護給付明細等(報酬請 求に繋がる記録) 未来投資会議構造改革徹底推進会合(健康・医療・介護)(平成31年4月22日)

介護分野の文書として「事業所が作成する記録」は日々作成・保存を義務づけている(指導監査の際、提出が求められる場合がある)が、様式は行政として定めてはいない。運用・活用については事業所に委ねられている。

(2)介護記録の目的

指定基準では、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、利用者からの申し出があった場合には、利用者に対して提供しなければならないとしており、利用者へのサービス提供 内容を証し、アカウンタビリティを果たすものとして位置付けられている。

介護サービスの無形性、同時性、消滅性といった性質のため、記録は介護行為の証明・法 的根拠となる。サービスの受け手となる利用者の判断能力が不十分な場合も多く想定され る中、介護サービスにおいては、提供行為を証するものが介護記録であると位置付けられる。 また、1人の利用者に対して、複数のメンバーでチームケアを実践していくためには、ケア 内容の情報共有が前提となる。

このように介護記録の目的は一意的ではない。適切な記録がもたらす効果として、介護行為の証明、チームケアの実践(職員間の情報共有を図り、組織的、継続的に介護を提供する)、事業所のアカウンタビリティ(介護行為の証明を、事業所のリスクマネジメント(介護行為の法的な証拠としての記録)、利用者中心の介護の実践(ケアプランに反映させるとともに、利用者により良い介護サービスを提供する)、利用者満足(利用者・家族と職員とのコミュニケーションを深める)、介護サービスの質の向上を及ぼすもの(記載内容の検討による専門性向上、教育研修への活用)、と多義的な目的をもつ¹。

介護記録、すなわち他者と共有可能な介護実践の情報は、組織に蓄積される知見・情報資源として、根拠に基づくケアの実践、介護の専門性発揮のためのツールとして活用すべきもの、として位置付けられる。

(3) 先行調査等

介護現場において、どのような事項を記録し共有すべきか、どのように活用するかといったことについては、事業所に託されている中、昨年度当会で実施した調査²「介護職員の介護技術向上に向けた取組実態に関するアンケート(介護職員調査)」の結果では、「ヒヤリハット報告書のチーム共有」(87.9 %)、「第三者にわかる介護記録の作成」(83.6%)、「チーム内の職員の情報共有」(59.3%)、「介護記録の分析」(33.8%)の順で、後者になるにつれ実施率が下がる結果が示され、「記録を用いた分析を実施している」との回答は、3割程度にとどまった。

分析、考察、検証といったリフレクションは、実践スキルの習得に不可欠であることは、 経験学習論はじめ人材育成研究においても証されているところであり、介護分野において

¹ 記録の目的の整理について「介護キャリア段位制度アセッサー講習テキスト((一社)シルバーサービス振興会)、「よくわかる介護記録の書き方」(富川雅美、メヂカルフレンド社)、介護記録基準(山口県地域ケアセンター介護記録委員会)等。

² 令和元年度「介護職員の介護技術向上に関する取組の実態に関する調査研究事業報告書」((一社) シルバーサービス振興会))

第1章 本事業の概要

も、実践の場で根拠に基づいたケアに対しての省察の機会を持つことが重要となる。

しかしながら介護事業所における実態は、介護記録について指定基準上に示す記録の整備と保存に主眼が置かれ、このことから介護記録作成の目的が、「行政監査対応のための記録」として記録を残すことに留まり、介護記録を用いて経験から学ぶのJTツールとしての活用が十分にはされていないのではないか、との課題を提示することができる。

また、介護現場の介護記録が省察可能なものとなっていない場合、記録を個人や組織の学習に活用するとの発想には至らない可能性もある。

この点、本調査にあたり、介護記録と 0JT 活用に関する先行研究を探ったところ、記録の 定義・目的及び描写の書き方に関する研究は複数見受けられるものの、介護記録の 0JT への 活用の仕方までは具体的に提示されてはいないのが実態である、といえる。

参考) 介護記録に係る先行調査等

タイトル	概要	調査年度等
介護記録法の標準化に向けた調査研究事業	介護記録法に着目した調査: 現時点では体系化された 介護記録法を使用している介護事業所・施設は少ない と考えられること、および記録の標準化がもたらす介 護の質の均てん化について十分な調査研究が行われ ていないことを勘案すると、本事業において介護記録 法の標準化に向けた具体的な検討までを行うことは 困難であると考えられる。このため、本事業では介護 事業所・施設における介護記録法の使用実態や課題 を、アンケート調査やヒアリング調査を通じて明らか にし、調査結果に基づき今後、国が標準化を進めるに あたっての留意点や必要な事項について抽出した。	令和2年3月 株式会社NTTデータ経営研究所 (令和元年度老人 保健健康増進等事業)
特別養護老人ホームにおけるケア記録に関する調査研究事業	特別養護老人ホームにおけるケア記録の標準項目 101 を選定整理した調査:全国自治体の指導内容や確認するケア記録の項目・確認文書の差異調査、特別養護老人ホーム、ベンダー、自治体に対するアンケート調査を通じて、1. 手書きで記載しなければならない項目は常に利用するものが多いこと、2. 手書きで記載しなければならない項目は実地指導において自治体に求められやすく、かつ根拠のないものの可能性があること、3. 特別養護老人ホームのケアの過程を記録するために、むしろ必要な記録が増えている可能性があること、4. ケア記録における標準的な項目として101 項目を選定整理を行った。	令和元年度全国老 人福祉施設協議会 (令和元年度老人 保健健康増進等事 業)

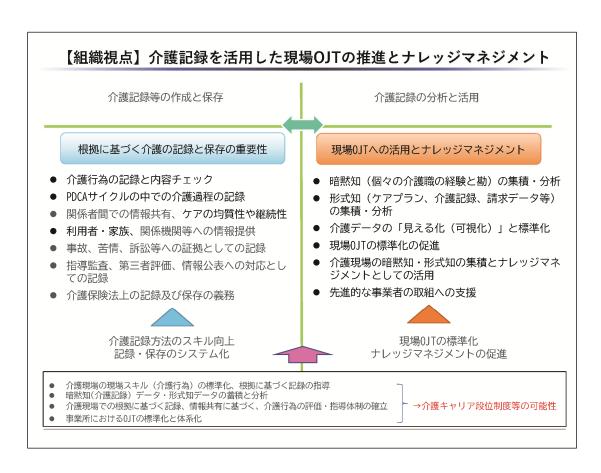
介護施設における ケア記録の電子化 並びにケアの効果 及び効率性分析事 業	アセスメント共通化に向けた調査:特定施設入居者生活介護(2事業者)における利用者情報や介護記録について、データを収集し、状態のアセスメントや日常のケア記録がどのように収集・蓄積されているか実態把握を行い、データ分析を通じてケアの効果や効率性を評価する手法の検討を行い、収集されたケア分類を比較し、共通化にむけた対応表を作成した。本事業の結果から、アセスメントにおいて、要介護度や日常生活自立度、ADLについては一定程度項目の共通化が行えること、一方で、IADLやQOL等の指標についても評価手法の検討が必要であること、ケアの実施記録について、自立に資する介護のエビデンス構築のためには、実施記録をアセスメントやケアプランと紐付けた上で、データの構築や分析を行う必要があるとした。	平成29年度3月 みずほ情報総研株 式会社(平成28年 度老人保健健康増 進等事業)
介護サービス事業 における生産性向 上ガイドライン	介護サービス事業の生産性向上に向けた取組みとして、記録や0JTの仕組みづくりを位置づけ、ガイドラインとして示した。①職場環境の整備、②業務の明確化と役割分担、③手順書の作成、④記録・報告様式の工夫、⑤情報共有の工夫、⑥0JTの仕組みづくり、⑦理念・行動指針の徹底の手順で業務効率化を図る方向性を示した。	平成 30 年度、令和元年度厚生労働省
特別養護老人ホームにおける介護の質の向上へ向けた介護記録の在り方	特別養護老人ホームのケアマネジャーと介護職員を対象に、どのような記録がケアマネジャーに求められるか、介護職員はどのような意識で介護記録を書いているか、調査した。ケアマネジャーは利用者の情報をどのように利用者家族に伝えたらよいか、利用者のニーズの把握をどのように行ったらよいかに関しての困難さを感じており、利用者のニーズがわかる日常の様子や、発言が書かれた記録を求めている。介護職員の記録は、ケアプランを参考にして記載している職員は少なく、介護記録をケアプランに活かすことが出来ていない現状であった。	2016年 古市 孝義 大妻女子大学人間 関係学部紀要人間 関係学研究 18
介護記録の意識に 関する一考察(自 主的勉強会の取り 組みを通して)	認知症グループホームと小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員を対象に、「介護記録」の勉強会を通して、記録の変化を明らかにした上で、効果的な記録について検討した。業務の中で生じた危機感から介護職員が自主的に行った記録の勉強会の効果が見いだされ、利用者の「記述・描写」を中心に記載されていたが、感覚・推論・分析・評価といった「リフレクティブな実践記録」は少なく、行った介護の根拠の共有を困難にするものと指摘した。	2016年3月 奥野啓子佛教大学 大学院紀要社会福 祉学研究科篇第4 4号

(4) 本事業における検討

根拠に基づく介護の実践と省察を伴うアセスメントスキルは、介護の可変性、個別性の中で介護 OJT を通じて身に着けていく「実践的スキル」といえ、「根拠とすべき視点」が根拠記録に反映されていることが前提となる。すなわち、省察可能な介護実践記録と根拠に基づくケア (EBC: Evidence Based Care) の提供、そしてそれらの OJT 活用が、介護の質の向上へとつながるものといえる。

そこで、本事業では、標準化された介護技術評価指標を用いた介護技術評価データ分析、介護現場における根拠記録を通じた OJT の取組を推進している介護事業者の記録活用実態、介護キャリア段位制度を用いた OJT 評価の根拠記録の分析を行い、介護分野の OJT の在り方、記録と情報共有の在り方について検討を行う。

検討結果を踏まえ、介護のアセスメント、情報共有、及び OJT (教育訓練) に資する記録・情報共有のモデル例、介護 OJT の在り方を示し、根拠記録を通じた OJT の推進、根拠に基づくケア (EBC) の実践推進を目指す。



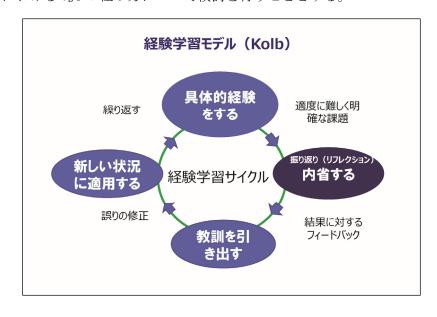
(5) OJT を通じた考察、省察

David A. Kolb の「経験学習モデル」理論では、「経験→省察→概念化→実践」という4段階の学習サイクルを提唱し、「経験」を次に活かすためのプロセスとして「振り返り(リフレクション」が重要である、とし、職場を学習の場と捉え、個人が上司・指導者等、周囲からの能力向上の正の影響を受ける支援として、内省支援(個人の業務のやり方・行動のあり方に対して、折に触れ客観的な意見を与えたり、振り返りをさせたりすること)が最も影響を与え、職員の能力向上の要因となる、との分析が示されている。

Graham Gibbs のリフレクティブ・サイクルでは経験学習モデルを分解し、「振り返り(リフレクション)」の流れを「記述」、「感覚」、「推論」、「分析」、「評価」、「行動計画」の6つのステップに分けている。

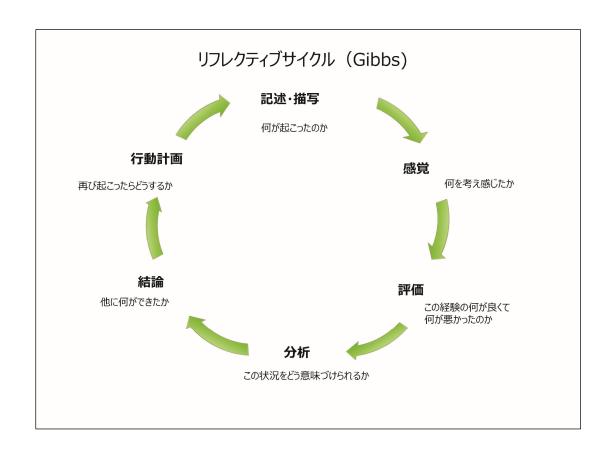
介護キャリア段位制度の評価基準を用いた 0JT・評価では、評価基準を分解すると、利用者の置かれている状況の観察、介護者の行った対応を記録化し、原因探索・要因分析、対応策検討という思考過程と実践を、介護技術として示しており、介護行為中のリフレクション、介護行為についてのリフレクションともに、介護技術として基準化されている。先行調査³においても、当該評価基準を用いた 0JT 取組事例からは、評価基準を用いて、指導の場面で振り返りの支援と、課題の見出しを意識したシステム化が報告されている。

介護人材に求められる専門化、高度化、チームケアを推進していく中で、これらを標準化された 0JT システムとして取り込み、「実践力」の獲得につなげ、さらには組織内で知の集積を図り、知的情報を活用して組織力強化につなげていくことが重要であり、本事業において介護現場における 0JT の在り方について検討を行うこととする。



.

³平成 29 年度「0JT を通じた介護職員の人材育成に関する調査研究」事業報告書、平成 30 年度「介護事業者における体系的 0JT の展開に関する調査研究」事業報告書(一社)シルバーサービス振興会



2. 委員会設置 及び事業構成

本事業では、介護職員の人材育成、介護現場の OJT、介護技術評価に関する知見を有する 専門家、有識者等で構成される「検討委員会」を設置した。

検討委員会 (敬称略)

【委員長】

筒井 孝子 兵庫県立大学大学院 教授

【委員】

安東 真 株式会社ソラスト 人事総務本部人材開発課ディレクター

田中 雅子 公益社団法人日本介護福祉士会 前名誉会長

東野 定律 静岡県立大学経営情報学部 教授

藤井 祐介 社会福祉法人 信愛報恩会 特別養護老人ホーム信愛の園

【オブザーバー】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

【業務支援】

中垣内健郎 株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所 フェロー

【事務局】

一般社団法人 シルバーサービス振興会

事業構成

- (1) 介護技術評価票データ分析を通じた 0.JT の在り方の検討 (第2章)
- (2)介護技術評価記録に対する専門家指摘事項と 0JT 活用に向けた示唆(第3章)
- (3) 介護記録の OJT 活用実態に関する事業所ヒアリング調査 (第4章)